

平成30年宇治田原町総務建設常任委員会

平成30年6月14日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第44号 宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第45号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 各課所管事項報告
- 企画財政課所管
- ・宇治田原町ふるさと納税事業について
  - ・平成30年度公共事業等の執行予定（上半期）について
- 税住民課所管
- ・町民税賦課状況について
  - ・平成29年度町税徴収実績について
- 日程第3 付託議案審査
- 議案第46号 宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第48号 土地の取得について
- 議案第49号 指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）
- 議案第50号 公の施設の区域外利用に係る協議について
- 日程第4 各課所管事項報告
- 建設環境課所管
- ・普通建設事業交付金等決定状況について
  - ・宇治田原町地球温暖化防止実行計画の達成状況について
  - ・ごみ排出量の平成29年度実績について
  - ・環のくらし地域活動促進事業補助について
- 上下水道課所管
- ・下水道普及状況について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	3番	垣内秋弘	委員
副委員長	2番	松本健治	委員
	1番	谷口重和	委員
	5番	浅田晃弘	委員
	7番	山本精	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷明君
建設事業部長	野田泰生君
まちづくり整備推進担当部長	黒川剛君
総務課長	清水清君
企画財政課長	矢野里志君
企画財政課課長補佐	岡崎一男君
税住民課長	長谷川みどり君
建設環境課長	垣内清文君
建設環境課課長補佐	谷出智君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課地域振興担当課長	富田幸彦君
上下水道課長	青山公紀君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君

会計管理者兼会計課長 馬 場 浩 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 村 山 和 弘 君

庶 務 係 長 太 田 智 子 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆さん方には、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本委員会は、6月7日の開会日に上程され、付託されました議案第44号から議案第46号及び議案第48号から議案第50号までの6議案及び所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。また、当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第2回定例会の開会中におけます総務建設常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。垣内委員長、また松本副委員長、大変お世話になりますけども、よろしく願い申し上げます。

私は、副町長に就任させていただきまして、本日、初めての委員会にご出席させていただくということになりまして、今後とも大変皆さんにはお世話になりますけども、ひとつよろしく願い申し上げます。

宇治田原町の特産品でありますお茶でございますけれども、ちょうど一番茶の収穫が終わりまして、二番茶に向けての準備作業を今現在されておるといふふうな中で、この月の22日に宇治田原町の茶品評会を、第43回でございますけれども、開催する予定でございます。今年のお品茶につきましては、出来栄がよい良質茶が生産されているというように聞いており、安堵しているというふうなところでございます。

また、平年よりも1日早く梅雨に入りまして、今日は晴れ間のいいお天気になっておりますけども、特に梅雨に入りますと体調を崩しやすいというような時期でもございますけども、委員各位には、お体を十分ご自愛いただきたいというふうに思います。

また、こういった時期でございますので、出水期を迎えてきたということで、梅雨や

台風による豪雨災害の発生が非常にこれから懸念されるということでございまして、非常時における職員の参集メールもこの月に受信テストを実施いたしまして、住民の皆さんが安心・安全に暮らせるように万全を尽くしてまいりたいと、このように考えておりますので、またよろしく願いをしていきたいというように思います。

また、一昨日、昨日の2日間にわたりまして一般質問をいただきまして、大変お疲れの中、本日は総務建設常任委員会ということで、ご参集をいただきまして本当にありがとうございます。

今回、付託議案が所管で6件の審査をいただくということになっており、また、各課のほうから所管事項の報告もさせていただくと、このようになっておりますので、最後までよろしくご審議賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第44号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 改めまして、おはようございます。

議案第44号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

議案第44号並びにその後ろにあります参考資料、また条例概要という3つの資料でございます。

説明につきましては、一番最後にあります議案の概要、A4・1枚物の両面のものでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、改正の趣旨といたしましてですけれど、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、こちらの国のほうの法律が改正をされまして、個人情報の保護を図りつつ利活用を促進することを目的に、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義及び取り扱い等が法のほうで規定をされました。

この法の改正の趣旨を踏まえまして、地方公共団体においては、当該の条例の見直し

を行うということになります。見直しの中身に当たりましては、行政機関の個人情報の保護法、こちらの法律のほうを参考とすることが国のほうから通知で出されております。

これを受けまして、改正点としまして3つございます。

1つ目が個人情報の定義の明確化、2つ目が要配慮個人情報の定義及びその取り扱い、3番目がその他必要な規定の整理ということで、これに伴いまして、今回必要な条例改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、まず1番目ですけれど、個人情報の範囲を明確化するため、既存の条例の個人情報の定義に「個人識別符号」というものを追加しております。この個人識別符号といいますのが、その下の米印の1番のところに書かせていただいております。

個人情報の定義につきましては、既存の条例にもあるんですけれど、今回、国のほうで個人識別符号というものが追加をされました。この個人識別符号といいますのが、法律におきまして、DNAですとか指紋、虹彩——目の色のついた部分ですね——とか手指の静脈など、身体的特徴を電子計算機の用に供するため変換した符号でありますとか、旅券番号、基礎年金番号、マイナンバー、住民票コードなど、対象者ごとに異なるものとなるように、役務の利用、商品の購入、または書類に付される符号として規定されたものでございまして、直接的に氏名や住所などの個人情報をあらわしていなくても、その情報単体で個人を特定できる情報というものが個人識別符号と言われるものでございます。この定義につきましては、国のほうの法律の定義と同一とさせていただくものでございます。

続きまして、2番目ですけれど、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報としまして、要配慮個人情報というものを定義しております。現行の条例の中にも収集制限情報ということで規定がございすけれど、その規定の解釈及び運用を継続することを基本に、今回、法律のほうで要配慮個人情報というものが定義をされましたので、そちらの定義を踏まえて明確化を図るものでございます。

裏側にいっていただきまして、まず、米印3の現行の条例にあります収集制限情報についてですけれど、現行の条例では、原則収集してはならない個人情報としまして、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに個人の特質を規定する身体に関する個人情報、また、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、センシティブ情報というものが今現在条例に規定をされております。これが国のほうの法律の改正によりまして要

配慮個人情報ということになりまして、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、犯罪により被害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報として新たに定義をされたものでございます。

この要配慮個人情報は、町が独自で規定をすることもできますので、町が独自で規定する内容につきまして、参考資料としまして町の個人情報保護条例施行規則というものをつけさせていただいております。その中に町が規定する部分の要配慮個人情報をつけさせていただいております。この内容につきましても、国の定義に合っているものでございます。

改正の3番目としまして、その他必要な規定の整理でございます。

施行日につきましては、平成30年7月1日を予定しているところでございます。

なお、今回の条例改正に当たりまして、情報公開・個人情報保護審査会への諮問をしております判断基準となります収集制限情報の定義、こちらのほうを要配慮個人情報に改めることを含んでおりますことから、去る3月2日の本町の情報公開・個人情報保護審査会におきまして改正の概要を説明し、内容が適当であるという審査会の答申をいただいているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 今説明があったんですけども、この条例改正の先ほどいただいた上位法のところには、個人情報をビッグデータとして企業に提供するなどの利活用の推進を掲げているんですけども、町としてはどのように考えておられますか、その辺は。

○委員長（垣内秋弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 委員がおっしゃいますように、この法律自体では、いわゆる非識別加工情報といいます部分の改正も、今回、法律のほうではされておりますけれど、これにつきましては、まだそのデータにつきまして、町のほうでどういうデータを出せるか、またどういう活用の仕方があるのかというのは、まだ議論が国のほうでも煮詰まっておりません。近隣自治体においても、非識別加工情報についての定義を条例でまだ定めているところはございませんので、今後、近隣の状況を見ながら活用の方を考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 個人情報はいくらゆるとところで利用されるということでは、やっぱり問題があると思いますし、また、特に企業のための利用・活用というのも含めて問題があるので、今後そういったことのないように求めて、質問のほうを終わりたいと思います。答弁は結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 以前にマイナンバーだけでも漏れたらどうするというので大分いろんな議論が生まれてるけども、これはマイナンバーどころか血液型から指紋から全てで、身体的特徴まで打ち込んで、国はそれものすごく便利になると思うねんけど、個人的には、もしこれが出た場合、漏れた場合、出ないという確約はないんで、どうなるのか。7月1日からもう確実にこれはスタートしよるからね。

○委員長（垣内秋弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 条例自体は7月1日の施行を予定しておりまして、個人情報につきましては、当然漏れないように、町のほうでもセキュリティーを十分強化してやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） マイナンバーのときもしかり、国はかちっとするにしたかて、町がやる場合、どういうふういきちっとやっていくものか。答弁できへんと思うねんけど、やっぱり住民としたらものすごく不安だと思いますよ。それをどういうふうに説明するか。総務部長、どう思わはるの。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 基本的に、町のほうで例えばDNA情報であるとか指紋情報を持つことはまずないとは思うんですけども、国で規定されている住所、氏名以外のいろんな個人を識別できる情報というのは、近年多々ございます。こういうものを国の法律で、運用、取り扱いについて、個人情報が漏れることがないような取り決めをされているのがこの法律でございまして、それに準拠する形で、地方公共団体のほうでも十分規定をしっかりと取り扱いに注意しなさいという流れの中でこういう条例をつくらせていただいているものでございますので、この法に基づいて個人情報なり情報公開に遺漏ないよう適切に、このルールに基づいて対応していくというところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） まあまあ何回聞いたかて同じ答弁やと思うんで、もうこれ以上言いませんけども、確かに不安を住民は抱くと思います。それをどこまで分かってもらえる



ようにするか。それもやっぱり早いこと、もう7月1日にスタートということで、今ここで初めて出てきたんで、やっぱりちょっとでも早いこと住民の方に知らしめていく方法をとってもらわないと、さあやりますよ、こうですよと言われたときに大変やと思うんで、それだけお願いしたいと思います。もうこれ以上言いません。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第44号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第44号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長谷川税住民課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、議案第45号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについてご説明させていただきます。

議案第45号資料は2つありますが、最初に配付しておりました議案第45号資料概要とあるものをごらんください。

議案第45号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、本条例について所要の改正を行うものでございます。

まず、住民税に係る改正でございますが、法律改正に合わせ、所要の文言修正、規定

の整理を行うもので、施行日は平成33年1月1日でございます。

働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額の10万円引き上げることとしています。給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き下げること、また、控除の上減額を220万円から、振りかえに伴う10万円の引き下げ分を含め、195万円とすることとしております。

この給与所得控除の見直しに伴う影響額についてでございますが、後でお配りさせていただいております議案第45号資料をごらんください。

改正について、平成29年中の所得データを用いて試算しますと、資料の1、給与所得控除の見直しに伴う影響についてのとおり、給与所得控除の引き下げと基礎控除の引き上げはそれぞれ同額の振りかえであり、給与収入額が850万円以下のサラリーマンでは課税額には影響はございませんが、850万円を超える給与を受給されている195人、3.7%の人が見直しの対象となることが見込まれ、個別に算定した影響額を積み上げると192人が増額対象となり、204万9,100円が増額となることが見込まれます。ただし、調整控除は考慮しておりません。

また、一方で、給与所得者以外の影響についてでございますが、資料の3をごらんいただきますと、原則として収入から必要経費を差し引いて所得を算定する事業所得等については、基礎控除引き上げに伴い、従前より所得控除が10万円多く計算されるため、所得税、住民税ともに課税標準額が引き下げられることとなりますので、課税される所得が事業所得のみの場合、理論的には住民税の所得割が1万円程度少なく算定されることとなり、表のとおり287人の方が影響を受け、287万円減額する見込みでございます。

次に、もとの概要の資料に戻っていただきまして、公的年金等控除については、公的年金等収入が1,000万円超えの場合、控除額に195.5万円の上限を設けるとともに、公的年金と収入以外の所得が1,000万円超え2,000万円未満の場合は10万円、2,000万円超えの場合20万円、それぞれ控除額を引き下げることとしております。

こちらについては、宇治田原町では1,000万円を超える年金収入者の該当はなく、影響はございません。

次に、基礎控除については、合計所得金額が2,400万円超えの納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減、消失する仕組みを設けています。

後でお配りさせていただきました議案第45号資料の2、基礎控除の見直しに伴う影響については、2,400万円以上の所得を超える方は9人、0.1%の人が見直しの対象となり、影響額は26万8,000円の増額となります。このことから、住民税の改正による影響は、平成29年中の所得データを用いては55万2,900円の減額と見込まれますが、この数字につきましては、改正が平成32年分、33年度課税であるため、現段階での見込みの数字であり、改正時の影響額と一致するものでございません。

次に、たばこ税に係る改正でございますが、まず、たばこ税を本年10月1日から3段階で引き上げ、また、加熱式たばこに係る課税方式の重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、10月1日から5年間かけて段階的に移行するものでございます。

次に、固定資産税に係る改正ということで、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援として、生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業における設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設するもので、本町は特例率をゼロとし、所要の文言修正、規定の整備を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。

質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第45号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第45号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分にかかわります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、企画財政課所管の宇治田原町ふるさと納税事業について説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） そうしましたら、私のほうから、宇治田原町ふるさと納税事業についてということでご説明をさせていただきます。

資料としましては、平成30年度ふるさと特産品説明会というカラー刷りの資料を説明資料とさせていただきます。

本町のふるさと納税につきましては、これまで委員会の方々にも制度等のご報告を申し上げているところでありますが、去る6月4日にこれまでの参加事業者さん、また、新しくご希望される事業者さん向けの説明会を実施いたしました。本日の資料につきましては、そのときに使用させていただきました資料をもとにご説明をさせていただきたいと存じます。

資料をめくっていただきまして、2ページ目になります。

下の段、ふるさと納税の傾向ということで、一般質問等でもご意見をいただいておりますけれども、平成20年度にふるさと納税が開始をされまして、ここ3年で寄附者のほうが急増しているというふうな現状でございます。平成28年度には2,844億円のふるさと納税がされているような現状でございます。

続きまして、右側、3ページになります。

本町のふるさと納税の現状でございます。

平成20年度からスタートをしまして、平成28年度には113件、244万円、29年度には1,151件、2,158万円のふるさと納税をいただいているところでございます。

28年の12月にはお返しギフトの開始ということで、20事業者から55品目のお返しギフトを開始させていただきまして、29年1月からインターネットであります外部ポータルサイトのふるさとチョイスのほうに掲載をしてふるさと納税を進めてきております。29年4月からは、そのふるさとチョイスのほうでクレジットカードによる寄附受け付けのほうを開始しているところでございます。また、去年の10月から返礼品

のリニューアルを実施させていただきまして、31事業者、131品目で現在拡充して募集をしているところでございます。

ちなみに、現在の平成30年度の寄附額でございますが、4月、5月合わせまして182万円の寄附をいただいているところでございます。昨年の29年4月、5月の寄附額が155万5,000円でございます。現在17%増ということで、昨年度より寄附額が増加をしているような状況でございます。

続きまして、4ページ目になります。

ふるさと納税の変化ということで、ここ3年で急激に伸びているという説明をさせていただきましたけれど、立ち上げ期には新規の寄附者を増やすですとか、お礼の品を提供していただく事業者さんを増やす、また、寄附が集まったところで地域にも興味を持つというのが立ち上げ期でございましたけれど、ふるさと納税につきまして、今、成長期のほうに入っております、新規だけでなく寄附者からリピーターを増やす取り組みですとか、お礼の品の質を改善、事業者のスキルアップを図る、また、いただいた寄附の活用によってまちを元気にする、こういうものが成長期というふうに移ってきております。

このふるさと納税の変化につきまして、ふるさとチョイスの掲載品の数でも顕著に表れております。平成27年10月では2万5,000点の品数があったものが平成29年10月には15万点ということで、2年間で13万点も返礼品のほうがふるさとチョイス上では増加をしているというふうな状況でございます。

資料が飛びまして、6ページの次です。7ページ、ページ番号が出ていなくて申し訳ございません。上に選んでもらうためにということで書かせていただいております。

ふるさとチョイスの中で15万件特産品があるんですけど、その中で新規で選んでもらうためにということで、事業者さんにこういう視点をお願いしますということで説明をさせていただいております。

まず、わかりやすい品名、タイトル、特選、受賞、ご当地限定、宇治茶などのキーワードを入れてもらう。また、写真については目を引く写真、ほかにない特別感のある商品、体験、こちらのほうをアピールしてもらうことによって新規で選んでもらうということで、をお願いしますということで説明会で説明をさせていただいております。

続きまして、次、8ページ目になります。

次はリピーターの方に見てもらうためにですけど、魅力的、感動させる特産品ですとか、各事業者の商品カタログ、チラシなどを同封したりですとか、納税者の方に丁寧

な対応、受け入れ、また、事業者さんによってはお礼の手紙を同封されているところもありますので、そういった対応のほうをしてもらうことでリピーターの確保につなげるということで、取り組みのほうをお願いしたいという説明をさせていただいております。

資料が飛びまして、10ページ目になります。

返礼品の考え方についてでございます。

返礼品の考え方につきましては、平成29年4月1日、30年4月1日と総務省のほうの通知が出ております。制度の趣旨に反した返礼品などに対する技術的な助言ということで、寄附額に対する返礼品の割合につきましては3割以下、また、金銭類似性の高いものの禁止、高額な返礼品の抑制等が返礼品の考え方として挙げられております。

これに対応しまして、宇治田原町の返礼品の考え方につきましても、総務省通知を踏まえた返礼品と調達割合のほうで実施をしておるところでございます。

11ページ目、ふるさと特産品の要件につきましては、現在募集しているものと変更はございません。

続きまして、12ページ目になりますが、ふるさと特産品のカテゴリーということで、町への各寄附額に対して特産品の販売額の定価、また、町から事業者へ支払う負担金の調達割合ということで一覧表にさせていただいております。このカテゴリーにつきましても変更はございません。

資料が飛びまして、15ページ目になります。

昨年10月から募集を開始しております131品目につきましてのラインナップをデータとしてまとめたものでございます。1万円口のもの71品目で54%、2万円口のもの31品目で24%ということで、1万円、2万円のもので約80%が揃えられているというふうな状況でございます。

その下の表でございますが、寄附者の傾向といたしまして件数ベースで示させていただいたものでございます。データにつきましては、平成29年11月から今年の5月30日までの分の傾向として挙げさせていただいております。

1万円のご寄附が942件で78%、2万円のご寄附が172件で14%ということで、1万円、2万円のご寄附で約92%の割合を占めております。青色の10万円口につきましても17件、ピンク色の20万円につきましても6件ということで、高額の寄附につきましてもいただいているような状況でございます。

続きまして、16ページ目でございます。

下のほうの人気特産品ということで、件数ベースでまとめたものでございます。

件数で一番多く出ておりますのはお抹茶いっぷくセット1万円のもの、ころ柿1万円のもの、また有機宇治ほうじ茶10本入り1万円のものということで、お茶関係ところ柿関係、また、4番目以下にはチョコレート等が入ってきているような状況でございます。

続きまして、17ページ目ですけれど、金額ベースで集計をとったものでございます。

1番につきましては、天皇杯受賞のお茶ということで、20万円口のお茶が一番金額的に大きいものとして出ております。野点籠セットとしまして2番目、10万円、3番目、抹茶お手前セット5万円ということで、高額の商品についてもこういう形で出ております。

続きまして、18ページ目になります。

こちらにつきましては、ふるさとチョイスのところでご寄附をいただいた方に宇治田原町への応援メッセージということで記載をしていただく欄がありますが、こちらにご寄附をいただいた方が宇治田原町に対してのメッセージをこういう形で書いていただいております。

一番最後になりますが、20ページをごらんいただきたいと思っております。

ふるさと納税に係ります特産品のPRにつきましてリニューアルを予定しておりますが、6月1日から6月29日までを特産品の募集期間ということで定めさせていただきます。先ほど申しましたように、6月4日には事業者向けの説明会を実施させていただきます。現在募集をさせていただいているところでございます。

予定としましては、6月いっぱい募集をさせていただきます。カタログ等の作成に努め、10月ごろから新しい特産品のほうでふるさと納税の募集、年末にかけてふるさと納税の寄附がたくさんいただけるということですので、秋ごろから新しい特産品等でスタートをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

ふるさと納税事業につきましては、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 1点だけ聞きたいんですけど、今年は4月、5月で180人、17%増ですね。去年2,158万ですから、今年は2,500万に到達するか超えるかぐらいの予想になるんですけども、それは答弁要りません。

それについて、1万円のご寄附が942件ですね。その1万円の商品が71品目。パ

一センチでいうたら、もうちょっと1万円程度の品目をふやして、なおかつ1万円ご寄附いただく方が多いんで、それを重点的に狙っていったらもうちょっと寄附金額が上がるんじゃないかな。と思うんですけど、増やすような考えはありますか。

○委員長（垣内秋弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 1万円のご寄附をいただいた場合、今現在、定価3,750円相当以上のものを返礼品として事業者さんにご用意をいただいております。昨年秋にリニューアルをさせていただきまして、こういうデータのものを今回の事業者さんの説明会のほうで出させていただいた形になります。

この分析を見ていただきまして、継続の事業者さんにつきましてもこの傾向を見ていただいて、今、委員がおっしゃっていただきましたように、1万円のものが手軽に寄附をいただけるということですので、そういう形のほうも検討をしていきたいというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） もう一遍確認しますが、15ページ、131品目のうちの71品目は、1万円寄附いただいた方への返礼品ですね、3,750円の。そうですね。

○委員長（垣内秋弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） ご寄附を1万円いただいた方に対して3,750円相当の返礼品をお送りさせていただいているのをこの1万円という中に入れさせていただいております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） よう分かりました。ほんなら考えていたのと一緒です。

やはりこの部分をもうちょっと増やすように、商店の方にも業者の方にもいろいろまたお願いをして、それを増やすことによって1万円のご寄附の方が増えると思うんで、やっぱり数で勝負ということで、それだけよろしく願いしときます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 一昨日、私も一般質問で大体のところはお聞きしているわけですが、細かい点についてちょっと確認しときたいというふうに思います。

1つは、昨年度参加をしていただいた事業者のこの取り組みに対する評価はどういうふうな評価になったか、私も一部お聞きはしているんですけども、町の立場で全体的にどうか、そういうことについてちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○委員長（垣内秋弘） 矢野課長。



○企画財政課長（矢野里志） 事業者さんに対する町の評価という。

○副委員長（松本健治） いや、事業者が取り組んでいるけれども、こういう事業をやってみて1年度でどういう評価を自分たちがしているか。

○企画財政課長（矢野里志） 6月4日の説明会のときにアンケート等を実施させていただいております。その中でですけど、具体的にこれで幾ら売り上げが増加したというふうな記載はなかったところでございますが……。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 今、課長が申しあげましたように、直接アンケートの結果で事業者さん側の評価をいただける部分はなかったんですけども、個人的にいろんなお話をお伺いしておりますと、確かに企業さんのPRにもつながっている部分はあったということも聞いております。

ただ、物をお送りいただくときには、町の宣伝の何かそういうふうなものも入れてあげるよとか、いろんなアドバイスとか、町も事業者さんも、いずれもPRできるような仕組みも考えたとかいうようなご意見もいただいております。

例えば、私どもも町としてはお礼状も出すんですが、それは寄附金控除の通知と一緒に町側のお礼状を出させていただいております。したがって、実際に事業者さんから物をお送りいただくときには、町の文章なりがそこには入っていない現状でございます。そういうところを何か町からの返礼品ですよというのがわかったり、町の文章なんかも入れてはというふうなご意見もいただいておりますので、そういうところはちょっと工夫させていただきたいというようなお話もさせていただいたようなことがありまして、おおむね事業者さんには協力、好意的にお進めいただいておりますが、いろいろ今後も工夫を凝らしていったらいいのではないかとというようなご意見もいただいているという状況でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 例えばそういうアンケートなんかも、まだきちっとした形のものが十分されているように感じておりませんので、ぜひこういうものについては、きちんと状況の把握をしていただきたいというのが1つであります。

それと、次に、納税に対する礼状を町として出されているというように聞きましたけれども、一部、ここにも宇治田原製茶場さんですか、こういう事業者から送られているというようなこともありますし、私も、ちょっとこれ以外の利用者からもお聞きしたんですが、やはりきちんと事業者のほうも礼状を確実にお出しすると、ハートのまち宇

治田原町の返礼品として出していくということで、やっぱりそれなりのご苦勞をいただいたものをお出しするわけですから、こういうものもひとつ付けていただくように、町側だけじゃなくて、事業者の側もきっちりと対応されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。それはいかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） お礼状につきましては、説明会の際にもこの製茶場さんの事例をもとにご提案をさせていただきます、本町では、ふるさと特産品の返礼品であるというものがわかるようにシール等を入れさせていただくのか、そういうものについて今現在考えているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） ぜひそういう形で対応いただければありがたいなと思います。

それと、先だつての説明会に、31業者が例えば29年度はこの事業に参加をいただいているわけですが、10ほど、12名という参加が今回あったわけですが、非常に少ないなという気がするわけですね。

今度の29年度から30年度の取り組みに当たって、この辺の皆さん方は必ず参加をいただくということになっているんですか、大体。ちょっとその辺、感触をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 原則的には、継続しやすいように事業者さんのほうにご説明をさせていただいております。また、それ以外の新規につきましても、掘り起こしということで、従来から、こちらから待っている状況じゃなしに、新たな特産品の発掘等につきまして積極的に営業をかけていっているような状況でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） はい、わかりました。

やはり事業者の参加の、限度はあるかもしれませんが、裾野を広げるという意味で、31事業者から上乘せをぜひ、そういう取り組みもやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、参加をさせていただいている事業者の、先ほど私、評価はどうかというふうに聞きましたけれども、手間、ご苦勞というのがそれなりにあるんじゃないかなというふうに思っています、この辺についてはどういうことを今お聞きいただいているのか、ちょっとその辺を、私は一部からちょっとお聞きしていますけれども、全体的にどうな

のか、その辺はどうでしょうか、お聞かせください。

○委員長（垣内秋弘） 岡崎補佐。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 今ご指摘ございました事業者のほうのご苦勞という点なんですけれども、よくお声としてお聞きしますが、町のほうが送料を実費として負担させていただいております。その分の送料を分けて提示いただかないと実費分がちょっとつかめないというところで、大口で一度に発送されている事業者様のほうからは少し手間になるというところのお声はお聞きしております。

町といたしましては、できるだけ簡易に、そういったところの事務的な手間はなくすように、事業者さんのほうの発送の添付書類とかについては、個別に相談させていただいて配慮させていただいております。

あと、事業者様にとって発送時の手間というのは当然発生するかとは思いますが、特産品をふるさとチョイスであったり本町のカタログに載せているというところは、常にそれが皆さんの目に触れるというところでの大きなメリットがございますので、そういった面も含めて、プラスマイナスといたしますか、そういったところでは、事業者様のほうには発送時の手間以上のバックがあるとは思っております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） ありがとうございます。じゃ、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど谷口委員のほうから、目標は2, 500ぐらいにはなるんじゃないかという話だったと思いますが、私も先だって質問の際に、1億はなかなか厳しいでしょうけれども、やはり高みを目指してやらんといかんと思いますので、これは少なくともこの地域の産業振興、それから町の振興ということ兼ねているわけですから、ぜひそういうことをお願ひしたいというふうに思います。

それと、この内容も、私も今日持ってきましたけども、非常にすばらしいギフトのパンフレットというんですか、こういうのを作られています。次年度もこういう形で対応されるんだろうと思いますし、ポータルサイトへのアップの仕方もちょっと工夫されるんだろうというふうに思いますけれども、広報関係では有能な職員が今度つかれるというふうになっておりますので、ぜひぜひよいアクションをとっていただいで対応していただきたいなというふうに思っております。期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひを申し上げます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに。谷口委員。

○委員（谷口重和） 今、ふっと思ったんですけども、ふるさと納税の額を上げることも大事です。でも、上げることだけでなく、地元の事業所の活性化、発展のためにも、返礼品コンテスト等をやってみて、それもどこかのPRになると思うんで、これはお願いになると思うんですけども。

副町長、どう思われますか。そういう発想はどうなのか。

○委員長（垣内秋弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの質問でございますけども、ふるさと納税の返礼につきましても、非常に町のPRにもつながるといことで、宇治田原町を全国等に発信していくという非常に大きなツールにもなろうかと思うわけでございます。

ただ、このふるさと納税で返礼の品物も、特に生産関係ですと、その時期にうまく合わないという苦勞をされている方も聞いたりはあるんですけども、そういう偏りも出てくるわけですけども、今発想をいただいたような返礼品のそういったことも入れていく中で、私どもは、やっぱり寄附額は大事なお金ですし、それをしっかり充てていきたいという思いと町をPRしたいと、こういう2つもございまして、そういう方法も一つの手法とは思いますが、その辺も含めて検討はしていかなければならないというふうには思いますが、今、募集期間でもございまして、町のほうに届け出の申請に来られるだけやなしに、町のほうも町の中に出向いてそういうふうなことも掘り起こす中で、より多く登録いただく業者を増やしていくこととあわせて、今おっしゃったようなことも一つのPRの手法かなというようには認識しているところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

これも一つの例として、事業所の活性化、発展のためにも使えると思うんで、またいろいろな手法を考えていただき、また、いいアイデアがあったら発表したいと思います。

以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これにて質疑を終了いたします。

続きまして、平成30年度公共事業等の執行予定（上半期）について説明を求めます。  
矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 続きまして、平成30年度公共事業等の執行予定（上半

期)についてご報告をさせていただきます。

資料につきましては、A4の1枚物横の表でございます。

本町で予算計上をさせていただいております各事業の中で、公共事業と言われます建設工事請負費、また100万円以上の備品購入、これらを普通建設事業といたしまして、これら事業につきまして、経済対策の意味も含め、できるだけ早期の発注に努めるという国の方向性ですとか、また、府・町の考え方によりまして1年間の見込みを立て、早期の執行につなげていくというように考え、予定・計画しているものを一覧として整理をしたものでございます。

左側が項目ということで、まず一番目、普通会計、いわゆる一般会計の部分でございます。その中に(1)としまして普通建設事業(現年)、平成30年度予算で計上しているもの、(2)としまして普通建設事業の繰り越し分、平成29年から繰り越しをいただいた分の事業、(3)としまして災害復旧事業ということで、普通会計が3つの中で構成をさせていただいております。

大きい二番としまして、普通会計以外の会計ということでございまして、こちらにつきましては、水道事業会計ですとか公共下水道の会計の分が大きい二番になります。

一番下が三で、合計の項目になっております。

まず、予算計上等額ということで、A欄のほうでございまして、こちらにつきましては、6月補正までの累計額ということで金額を挙げさせていただいております。

一番、普通会計につきましては、22億4,397万9,000円でございます。内訳につきましては、(1)、(2)、(3)、以下のとおりとなっております。

二番の普通会計以外の会計につきましては、予算計上額が4億2,745万円、合計いたしまして、予算計上額は26億7,142万9,000円の計上をしているところでございます。

その右側、契約予定額の欄でございます。

B欄につきましては4月から6月までの累計額、C欄につきましては7月から9月までの累計額で、見ていただきたいのはD欄ということで、4月から9月の上半期の契約の予定額、普通会計でいきますと13億8,492万6,000円、普通会計以外の会計でいきますと2億6,510万8,000円、合計で16億5,003万4,000円を上半期で契約を予定しているところでございます。

その比率としまして、右から2つ目の契約予定率のところをごらんいただきたいと存じます。

まず、一番の普通会計につきましては、上半期の契約予定率が61.7%を見込んで  
いるところでございます。その下の括弧書きにつきましては、昨年度の上半期の執行予  
定率でございます、昨年度が56%、今年度が61.7%ということで、5.7%の  
プラスの見込みをしているところでございます。(1)番、(2)番、(3)番の内訳につつま  
しては、記載のとおりでございます。

二番の普通会計以外の会計につきましては、上半期の契約予定率は62%、昨年度の  
契約予定率が72.9%ということで、10.9%下がっているような状況でございま  
す。

三番の合計としまして、普通会計ではプラスなんですけれども、普通会計以外のマイナ  
スの分が影響しまして、全体で61.8%、昨年度より0.3%ポイントが下がってい  
るような状況でございます。

二番の普通会計以外の会計につきまして10.9%下がっている状況でございますが、  
水道事業、下水道の会計につきましては、新市街地の水道管の埋設工事でありますとか  
下水の管工事等がこの予算計上の中に含まれておりまして、こちらにつきましては  
10月以降の発注となりますことから、上半期については支出予定額の中に入っており  
ませんので、二番の普通会計以外の会計の部分につきまして10.9%ポイントが下が  
っているというような状況でございます。

引き続き全ての事業につきまして早期の着工、契約ができますように今後も努めて  
まいりたいというふうに思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをしたいと  
思います。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある  
方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管の町民税賦課状況につきまして説明を求めます。長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、平成30年度個人町民税当初賦課状況につつま  
してご説明させていただきます。

平成30年度個人町民税当初賦課状況についての資料をごらんください。

個人町民税は、均等割と所得割からなっておりまして、原則、30年1月1日現在、  
宇治田原町に住所がある方に課税されます。

また、町民税には2つの徴収方法がありまして、事業所が町民税の年税額を12分の

1 ずつ給料から預かって、預かった翌月 10 日までに各従業員の住所地の市町村へ納付する特別徴収と、給料を介さず、自分自身で年 4 回、4 分の 1 ずつを納める普通徴収があります。

それでは、まず、1 番の町民税（特別徴収分）調定額の比較をごらんください。

5 月 10 日に賦課決定し、発送いたしました。当初賦課時点では、前年比較では特別徴収の事業所、特別徴収対象者が増加しており、議会もご協力いただきましたが、京都市内市町村が共同して行った特別徴収事業所一斉指定の取り組みによる効果が現れたと考えております

調定額につきましては、内訳を見ると、非課税者や均等割のみの課税者が増加しているものの、特別徴収対象税額が前年よりも増加しており、給与所得者の 1 人当たりの課税所得が増加傾向にあると考えられます。

次に、普通徴収も合わせた町民税（全体）調定額の比較をごらんください。

普通徴収は、6 月 7 日に賦課決定し、発送いたしました。前年比較では、均等割は前年度を上回った一方で、所得割はやや減少する結果となり、給与、特別徴収税額が増加していることから、事業所得者に係る所得や分離課税に係る所得等が減少していることが考えられます。当初予算対比においては、均等割で予算額を上回った一方で、所得割は現時点で 0.7% の減となっております。

なお、過年度新規分及び退職所得分につきましては、今後の課税調査及び移動により順次調定が増える性格の賦課区分であるため、現時点では予算対比で大きな乖離があります。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

続きまして、平成 29 年度町税徴収実績について説明を求めます。長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、平成 29 年度町税徴収実績表につきましてご説明をさせていただきます。

資料をごらんください。

1 ページ目から、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、町税合計の順で徴収実績表を作成させていただいております。各ページにおいては、上段には平成 28 年度徴収実績決算数値を掲載し、以下、平成 29 年度の四半期ごとの徴収実績を、そして

最下段には、平成29年度決算速報値となります平成29年度5月末現在の数値を掲載させていただきます。

今回は、各税目の決算速報値についてご説明をさせていただきたいと思います。

1 ページ目は、町民税でございます。

収入済額は、現年、滞繰も予算額を上回っております。徴収率につきましては、現年度分で前年対比0.3%増の99.41%、滞繰り越し分で前年対比1.4%増の42.50%となっているところでございます。

2 ページ目は、固定資産税でございます。

収入済額は、現年で予算額を上回り、滞繰分では若干下回る結果となっております。徴収率につきましては、現年度分で前年対比0.1%増の99.31%、滞繰り越し分で前年対比0.2%減の29.12%となっているところでございます。

3 ページ目は、軽自動車税でございます。

収入済額は、予算額を現年、滞繰分とも若干下回っております。徴収率につきましては、現年度分で前年対比0.6%増の98.47%、滞繰り越し分で前年対比7.1%減の33.06%となっているところでございます。

4 ページ目は、町たばこ税でございます。

収入済額は予算額を下回りましたが、徴収率は100%でございます。

5 ページ目は、町税合計でございます。

収入済額は、現年度分、滞繰分とも予算額を上回っております。徴収率につきましては、現年度分で前年対比0.1%増の99.36%、滞繰り越し分で前年対比0.1%減の34.37%、合計で前年対比0.4%増の97.82%となっているところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分にかかわります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) ないようでございます。

これで、ただいま出席の所管課にかかわります事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時06分

○委員長(垣内秋弘) 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業部所管分にかかわる事項について進めます。

日程第3、付託議案審査について、議案第46号、宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長(山下仁司) それでは、議案第46号、宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案とともに、関係の資料といたしましてA4・2枚物の概要と位置図のほうをお配りしてございますので、あわせてご高覧いただければというふうに存じます。

本件に関しましては、現庁舎の施設・設備の老朽化や狭隘化、耐震性能及び危機管理面、またバリアフリーへの対応等の諸課題を解決するための新庁舎等の整備に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、役場の位置を宇治田原町大字荒木小字西出10番地から、宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1に変更をお願いするものでございます。

施行日につきましては、今後の新庁舎建設進捗状況を確認する中で、規則委任により、施行時期を議会ともご相談させていただき中で定めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、議案書の3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

今般の改正にあわせまして、題名の字句整理もあわせて行わせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。

○委員長(垣内秋弘) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

議案第46号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。山本委員。

○委員(山本 精) 新庁舎の建設予定地については、安全面や利便性とか財政面などで問題があるというふうに思っています。新庁舎用地としてやっぱりふさわしくない場所であると判断しています。このことから、この議案については反対します。以上です。

○委員長(垣内秋弘) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手多数。よって議案第46号、宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。次に、議案第48号、土地の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長(山下仁司) それでは、議案第48号、土地の取得につきましてご説明申し上げます。

議案とともに、関係資料といたしましてA4・1枚物の地図のほうを配付してございますので、あわせてご覧いただければというふうに存じます。

本件に関しましては、提案説明でもございましたように、新庁舎建設用地として土地を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

土地の所在は、宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1ほか9筆、地目といたしましては山林でございます。取得いたします面積は、1万4,887.79㎡を予定しているところでございます。

取得の方法といたしましては、地権者の方々とそれぞれ交渉し、随意契約といたしまして、取得金額が2億4,862万7,000円を予定するところでございます。

契約の相手方は、代表的な方が有限会社宇治田原優駿ステーブルでございまして、それ以外に2名の方々が地権者としておられるところでございます。

資料の地図の中で示しております斜線部分が今般用地を取得する予定地でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） この取得に関しては、以前からもう何度も早く買収せえと相当言うと思うんですけども、仮契約までいったようなことも聞いています。今さら安く買えとも言えませんが、土地にしたって買わんことには建たへんし、できるだけやっばり早い取得、それはいつごろを予定したはるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 以前から早期の取得というのは、確かに副議長がおっしゃるように、ご指摘のほうをいただいていたところでございます。

前回、4月の委員会でもご説明をさせていただいたんですけれども、隣接します宇治田原山手線の詳細設計のほうが未確定でございましたので、実際に買収する面積というのを確定することができませんでした。

今般、この4月に前年度にできました宇治田原山手線の詳細設計に基づきまして境界のほうを確定することができましたことから、4月に用地測量に入らせていただきまして、4月末に面積のほうが確定しましたことから、5月に交渉のほう、実際に地権者の方とお話をさせていただきまして合意に至りましたことから、今般、議案としてご提案させていただいたというような流れでございます。

おっしゃるように、金額につきましても、今さらというお話もございましたけれども、昨年、道路の用地を取得させていただく際に交渉させていただきまして金額とほぼ同額で取得のほうを予定させていただいておりますので、以上、ご理解をいただければありがたいというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それ相当の話は聞いております、今日までに。そやから、7月末に契約するのか、8月に契約するのか、それを聞いているんです。その予定は。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） すみません。1つご答弁のほうは抜けてございましたけれども、今般議会にご提案させていただきました土地につきましては、先ほど委員からもございましたけれども、今、仮契約を締結させていただくところまで事務のほうを進めさせていただくことができでございます。

今般、議会のほうで議決をいただくことによりまして本契約に移行するというような形の契約でございますので、実際に取得する契約行為としましては、議決いただいた時点で契約が成立するという形になってございますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

それもわかります。これが終わったら、副町長に、一足飛びで一日も早く買収してもらうように、これもお願いしときます。一言何かございますか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの谷口副議長さんのご質問でございますけども、今回提案させていただいている土地の取得についても、以前から早期にということでおっしゃっていた中で、5月にまず交渉のほうで成立いたしましたので、当然、取得の本契約については、この議会で地方自治法によりまして議決をいただいたことにより本契約となりますので、まずは議会の議決をいただくと、これが最初でございますので、その後、建設等を急いでいけるか、しっかりと早急にやっていきたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

それと、あとの取得分もできるだけ早いこと、本契約に至らなくても、仮契約だけでもやっておくように、それだけは要望しときます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第48号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論はございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） この議案に対しても、第46号の反対理由と同じく、役場庁舎の位置としてはふさわしくない場所であると判断しまして、土地の取得については同じく反対いたします。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ほかに討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手多数。よって議案第48号、土地の取得については、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）を議題といたします。

当局の説明を求めます。富田地域振興担当課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） では、議案第49号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、公の施設の指定管理者を指定するために提案をさせていただくものです。

施設の名称につきましては、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設、指定管理者につきましては、1738やんたん里づくり会、指定の期間につきましては、平成30年6月22日から平成31年3月31日までとさせていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、概要についてご説明をいたします。

施設につきましては、名称はこのとおりでございますけれども、先日発表させていただきましたとおり、呼び名としましては、宗円交遊庵やんたんという名前と呼ばせていただきたいというふうに思います。条例上の名称につきましては、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設ということになっております。

所在地は、宇治田原町大字湯屋谷小字尾華21番地、湯屋谷会館の隣でございます。

用途につきましては、観光交流拠点施設となっております。

指定管理者の選定でございますけれども、指定期間は、先ほども申し上げましたとおり、来る6月22日から翌3月31日まででございます。

選定方法につきましては、非公募とさせていただきました。

その理由につきましては、当該施設は、お茶の京都、京都府南部の振興構想の重点的交流拠点施設と定めております湯屋谷地域のにぎわい創出及び地域活性化を目的として整備を進めてきたものでございまして、この施設整備の基礎になりましたやんたん未来

プランの平成28年3月策定の段階から住民ワークショップを開き、住民の意見を取り入れ、地域活性化のためにどのように進めていくか、どういうふうな整備を進めていくかという意見を聞きましてこの整備を進めてまいりましたことから、管理につきましても地域住民による組織が担うことによりまして、その目的、効果を遺憾なく発揮できると、このように考えております。

指定管理者の候補者につきましては、1738やんたん里づくり会、代表、谷村稔でございます。

その団体概要につきましては、やんたん未来プラン策定時からずっとワークショップに参加されてきました住民、それから、従前からこの地域、特に宗円生家におかれまして来訪者をお迎えする交流活動を行ってきていただいております湯屋谷宗円さんの里づくり会の方々が中心となりまして新たに結成をした任意団体でございます。生き生きとした湯屋谷地域づくりを目的として今後も地域活動を行っていくということで目的を定められております。この候補者が指定管理者にふさわしいということで、今回ご提案をさせていただくものです。

指定管理候補者が検討されています管理運営計画につきましては、4番のとおりでございます。開館時間は午前10時から午後5時、これにつきましては来訪者をお迎えする時間という定めでございますので、観光案内ですとか湯茶接待が行われる時間でございます。週末が中心になろうかと思っておりますけれども、飲食ですとか体験等の提供を、今まさに日々集まって準備をされているところでございます。

それから、施設貸し出しにつきましては、この施設の中に3カ所貸し出しスペースがございます。8畳の和室とそれと同程度の大きさの多目的ルーム、それから一番広いフリースペース、約60平米でございますけれども、そういったところの貸し出しを予定しております。

時間につきましては、午前の部、午後の部で時間を定めております。これも条例の定める枠組みでございますけれども、午前9時から12時の午前の部と午後1時から5時までの午後の部の予定をしております。

料金につきましては、議決をいただいた後、指定管理候補者のほうから申請をいただきまして、条例に定める上限額の範囲内で定めていく予定でございます。

休館日につきましては、条例上、12月29日から翌年の1月3日まで年末年始を定めております。それ以外に指定管理者が必要と認める日となっておりますけれども、現時点では水曜日及び木曜日を予定しております。近隣の貸し出しスペースがあるよう

な文化センターですと火曜日が休館ということで、それとずらすようにして休館日を設定したいというふうに考えているところでございます。

供用開始につきましては、今日議決をいただきまして、早急に準備を進めまして、まずは6月30日から施設を開放していくということで予定をしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

○地域振興担当課長（富田幸彦） すみません。補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 富田課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） 6月30日でございますけれども、この日に合わせまして、集客のことも考えまして、観光周遊バスを今走らせておりますけれども、そちらにつきましてもダイヤの見直しをしまして、周遊しやすいように、利用しやすいようにダイヤを変えるように、今検討を進めているところでございます。それで、この新しい施設をベースとしまして町内を周遊できるような、そういった提案もしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 1738やんたん里づくり会が指定管理者ということで、これからも頑張ってもらいたいと思います。やんたん未来プランの策定時からよくここまでやってこられたなど、まずそういう面におきまして役場に敬意を表します。

それから、今後、運営、または施設のことについても、いろいろと役場のほうにはお世話を掛けんなんと思いますけども、今後、どのように考えて運営、それと施設のほうにどれぐらいの力を貸していただけるのかということに住民の方にもお伝えしていきたいなと思いますので、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） 今現在もずっと地域の団体さんと一緒になって、どのような施設の内容にするべきか、運営をどうするか、日々どうというふう管理していくかという話し合いを続けているところでございます。

6月30日を目標に準備を進めておりますが、6月30日に全て完璧に整って、その後、もう自らの力だけで進めていくというところにつきましては、まだまだこれからどんぶりブラッシュアップもしていけないといけないと思いますし、一緒に伴走支援とい

いますか、二人三脚で進めていきたいと思っておりますので、この地域の団体さんとの協議、今後の進め方につきましても、この6月で終わりではなく、7月以降も継続的に進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） いろいろ協議を行っていただきまして、地域住民、特に指定管理者となられます1738やんたん里づくり会にいろいろ話をしてもらおう中で、いい宇治田原町のモデルになるように取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） この交流拠点を維持するに当たって長寿命的にやろうと思うと、やはり町外からの集客も大事ですけども、地元住民さんの協力も絶大なものであると思うんです。ですから、町外にもPRはもちろんしていただくのと同時に、町内の住民さんがどんどん来てくれるように、それがもう第一に必要であると思うんですけど、その点、どう思われていますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） 委員のご指摘のとおりでございまして、オープンして、日々やはり気軽に来ていただけるような施設になることが、ひいてはにぎわがいあり、地域の人たちがいろいろ集っているというところに、外から来られた方も、ああ、すごくいい地域だなというふうな印象を持たれると思いますので、ぜひとも地域の方に使っていただけるように、貸しスペースですとか展示のところにつきましても、今後も営業をかけまして、地域の人たちから町内全てにいい影響が及ぶといたしますか、波及効果があるような運営を目指したいというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

ほんで、6月30日の供用開始の内容的なチラシとか折り込みを入れられる予定はありますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） これにつきましても、町内へのチラシ配布というのも考えております。町外の情報発信はもちろんですけれども、町内の皆さんへの各戸配布ということは今検討しております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。



○委員（谷口重和） わかりました。

その中で、もう多分できていると思うんですけども、飲食、物販、体験等、その内容、できれば商品までぐらい入れてもらったらまた集客率も上がると思うんで、それはお願いしときます。

以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 今そういう話がありまして、貸し会場に使うということも想定もしたはったんですけども、貸し会場として利用するに当たって、申し込みの窓口とかはどのように考えられていますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） 指定管理者のほうで受ける予定をしております。そのあたりの申込先ですとか連絡先につきましては、議決をいただきましたらすぐにでも発出をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 指定管理者ということであるわけですけども、そういう点でいえば、なかなかつながらないとかを含めて考えられると思うんですけども、利用者が分かりやすいようにする必要がもっとあると思うんですけども、その辺のことは考えられていますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） 施設利用案内を今まさに作っているところでございまして、どういったスペースがあり、どういった料金で借りていただけるかということを一枚のチラシのような形で作っているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 今、奥山田のふれあい交流館については、町のほうでも一応申し込みを受け付けられておると思うんですけども、その辺のことも考えておられますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田課長。

○地域振興担当課長（富田幸彦） 現時点では、指定管理者のほうで受けるというふうに思っております。地域おこし協力隊さんなんかもあちらを拠点として活動をしていただきますので、常時オープンのときは受けられるようになろうかと思えます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） できる限り利用者の人が利用しやすいようにやっぱり考えていって

ほしいなというふうにあります。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第49号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第49号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、公の施設の区域外利用に係る協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、議案第50号、公の施設の区域外利用に係る協議ということでご説明させていただきます。

まず、地方自治法第244条の3第2項の規定によりまして、（仮称）宇治田原インターチェンジ、城陽市奈島池ノ首14番72ということでございます。こちらは次ページに図面を添付させていただいております。こちらの真ん中あたりに黄色い線があると思うんですけども、これが行政界でございます。それと、ちょうど一番真ん中あたりに赤で四角の斜線が引いてあるところ、ここが一応料金所の予定になるところです。こちらが池ノ首の14番72ということです。こちらに給水を行いたいということでございます。

本町の上水道を供給するための協議を城陽市と行うために、同条第3項の規定によって議会の議決を求めるというものでございます。

施設の利用者は西日本高速道路株式会社ということで、給水につきましては、本町の給水条例、また給水条例の施行規則、そして分担金条例ということで、それらの定めに

より給水を行う予定でございます。

供給量につきましては、使用量ですね、主に事務所用として大体日量2.7トンぐらいの予定でございます。あと、冬場に凍結防止剤等の融雪剤を作られるということで、その時期になると日量7トンあたりふえるということで、最大日10トン程度ということでございます。

給水経路につきましては、また次の図面なんですけれども、町道末山線、ちょっと右手あたりに縦に下から上に青い、真ん中に点のある線が引かれていると思うんですけれども、これが郷之口末山線でございます。ここから、現在の須河車体と優駿ステーションの間あたりから料金所のほうへ入られる進入路を作られる予定ということで、町道郷之口末山線から左側にちょっと左に出て下に下がっているような青い点線があると思うんですけれども、これを一応進入路として今考えておられまして、こちらのほうに給水管を布設されるということでございます。

そして、費用につきましては、町道末山線の埋設管の分岐から全て西日本高速道路株式会社のほうの負担で行われるということでございます。

あと、別途この協議につきましては、城陽市さんにつきましても、現在開催の今議会で議決を求める議案を上程していただいております、先般、6月7日に議決をいただかれたという状況でございます。

それと、続いて3枚目なんですけれども、スケジュールということで、一応案を添付させていただきます。

今議会で議決をいただいた後に城陽市さんと本格的に協議を進めて、城陽市さんにおいては、その後、9月議会において区域外給水同意の市議会の議決というものをとっていただきます。その後、城陽市と協定を締結し、本町の給水認可区域の拡大を京都府に提出ということで、現在、認可届の図書を作成しておるところでございます。そしてその後、西日本高速道路株式会社との詳細協議を行いまして、同じく協定を締結して、12月議会をめぐり町の給水条例等の改正を行おうという予定でスケジュールを組んでおります。

簡単ですけれども、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 質疑はないようでございます。

これにて質疑は終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

議案第50号の討論を行います。

直ちに討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第50号、公の施設の区域外利用に係る協議については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分にかかわります付託議案審査を終了いたします。

先の審査とあわせて、以上で、今回総務建設常任委員会へ付託されました6議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会にかかわります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、6月21日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月19日火曜日午後5時までに議長宛てに提出してください。

日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の普通建設事業交付金等決定状況について説明を求めます。黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長(黒川 剛) それでは、お手元のほうに配付させていただいております平成30年度普通建設事業交付金等決定状況、こちらにつきましては、私の所管するプロジェクト推進課、建設環境課、また上下水道課もございますけれども、一括して私のほうからご説明を申し上げます。

まず、1番目及び2番目ですが、プロジェクト推進課に係るものでございます。

1番目の宇治田原山手線整備事業は、緑苑坂以北区間、ネクスコに工事委託を行う中で実施しているものでございまして、予算額8,250万円に対しまして7,901万

7, 000円、対予算比95.7%になり、平成29年度の繰り越し額8,206万円と合わせて事業を実施してまいります。

2番目の新市街地都市公園整備事業でございますけれども、新庁舎に隣接して整備する都市公園事業に係るものでございまして、9,280万円に對しまして9,990万円、対予算比107.6%となり、交付金を活用した事業範囲につきまして、設計業務に拡大して取り組んでまいりたいと考えております。

3番目から7番目につきましては、建設環境課所管でございます。

3番目、新市街地連絡道路整備事業は贄田立川線でございます。予算額400万円に對し、内示はございませんでした。今回の補正予算につきまして、財源更正をお願いしておるところでございます。

4番目、道路施設長寿命化修繕事業（橋梁修繕）につきましては、予算額1,375万円に對し811万8,000円、対予算比59%となりました。事業といたしましては、郷之口の蛸橋をはじめとした橋梁修繕を予定しているところでございます。

5番目、同じく施設長寿命化修繕事業の橋梁点検につきましては、予算額165万円に對しまして同額の内示を受けており、今年も町内にあります長さ2m以上、約160橋ございますけれども、その5分の1程度、33橋の点検を予定してございます。

6番目、同じく施設長寿命化修繕事業（舗装）でございますが、予算額550万円に對して528万円、対予算比96%となり、湯屋谷地区の舗装工事の施工を予定してございます。

7番目、地積調査につきましては、予算額1,200万円に對し、同額の内示を受けております。平成29年度繰り越し分と合わせまして、岩山及び立川地区の地積調査を実施する予定でございます。

8番目及び9番目は、上下水道課所管事業に係るものでございます。

8番目の公共下水道（管渠）整備事業は、「快適な暮らしと自然をまもる町」を目指しまして公共下水道の管渠施設に取り組むもので、予算額1億560万円に對し8,558万8,000円、対予算比81%となり、今年度も引き続いて岩山・禪定寺地区の整備促進を、また、工業団地の整備に向けました詳細設計に取り組んでまいります。

9番目の処理場施設維持管理費は、宇治田原浄化センターの最初沈殿池の維持修繕を

行うものですが、予算額440万円に対し13万2,000円、対予算比3%となり、今後財源が確保できなかった場合には次年度に見送る予定で、内示分13万2,000円につきましては、管渠整備事業に振りかえ、流用する形で京都府と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、質疑を終了いたします。

続いて、宇治田原町地球温暖化防止実行計画の達成状況について説明を求めます。垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、お手元の資料、宇治田原町地球温暖化防止実行計画の達成状況につきまして、事務事業編第3期の実績についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、この計画の対象でございますけれども、役場関係組織のある施設となっております。

昨年度から3期目をスタートいたしまして、新たな目標を設定してございます。

表の左側のほうが2期の実績でして、右側のほうが3期での昨年度の実績でございます。この第3期の削減目標としましては、パリ協定を受けました国の目標値、温室効果ガス排出量が2030年に2013年比で26%削減と、これに同調したものにしております。前期の平成28年度実績や目標値を今期の基準値と定めまして、そこから目標達成するために年度ごとの削減目標を決めているところでございます。

ちなみに、真ん中にごございますOA用紙につきましては、削減率ではなく、現状の360万枚の使用量を5年間で約300万枚まで削減するように修正してございます。年々用紙の消費量が多くなってきておりますので、業務量とも比例していると考えられますが、今がピークとして目標を設定したものでございます。

平成29年度の達成状況になりますけれども、OA用紙、それから灯油、一般廃棄物、グリーン購入率、これについてが達成、あと、ほかのものについては未達成という結果でございます。その他の項目につきましては、目標を達成することが結果的にできませんでした。温室効果ガス総排出量につきましても、前年比1.3%の削減としたものの、目標値には届いておりません。

今後、新庁舎建設によります物理的な要因ですとか、紙媒体から電子媒体への移行という物理的な要素によりまして飛躍的に削減できるという可能性もございます。その際には、また基準値、それから削減目標などの修正もしてまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、本実行計画の進捗状況につきましては、本町のホームページにても公開しております。

今後も削減目標達成のために意識的に努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、質疑を終了いたします。

続いて、ごみ排出量の平成29年度実績について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 続きまして、ごみ排出量の平成29年度実績についてご説明申し上げます。

横長の表をごらんください。

下のほうになりますけれども、平成28年度との比較をしますと、左下、ごみ総量1人1日当たりと書いております、平成28年度分でごみ総量が2,108トン、1人1日当たりが613グラムに対しまして、今度は29年度分の合計になりますけれども、29年度の実績総量が2,068トン、それから1人当たりが604、それぞれにわずかではございますけれども、減少をしてございます。

平成35年度の目標値までもう少しというところでありましてけれども、この平成35年度の目標値は、環境保全計画を策定した際に平成24年度の実績から1割削減しようという考え方のもとに算出しているものでございます。実際見ていただきますように、人口の減少によるものというのが要因というふうにも考えられますけれども、現実問題、1人当たりが徐々に減ってきております。これはまたこの後説明いたしますが、環のくらし事業などのリサイクル活動、こちらのほうもごみの排出量の削減に寄与しているのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） ちょっとごみと関連するんで質問しますけれども、燃えないごみの特

に希少価値の高い鉄、金属部分、それとか不特定な業者といますか、車が横行しているんです。ナンバーが6688。それはやっぱりどこかで、注意だけでなく、捕まえるところまではいかんと思うんですけども、何とかしてもらわないと、相当もう、ごみ収集の日の朝、もうぎりぎりまで、何ぼでも見てます。それをお願いとして、ちょっと心しといてください。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 答弁は要りませんか。

○委員（谷口重和） 要りません。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ほかにないようございますので、質疑を終了いたします。

続いて、環のくらし地域活動促進事業補助金について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、続きまして、環のくらし地域活動促進事業補助につきましてご説明申し上げます。

本事業につきましては、かつては、みんなで取り組む環境対策事業補助金として実施しておりました。これを平成22年度から環のくらしというふうに変えまして、環境活動ポイントを付与する形にしております。

この上にあります事業目的でもございます循環型社会の実現であるとかごみの減量化、再資源化などの資源の有効活用、それらを達成するためにポイント以上の環境活動を行っていただく、そういう考え方で、まさしく環のくらしを実現するためのものがございます。先の一般質問で松本副委員長のほうからも、取り組みの活性化のためにも具体的に啓発をこれから行っていこうというご意見も頂戴いたしております。

事業の実績をこうした形で数値化いたしまして、下記にございます一覧表につきましては、各実施団体のほうへ既に送付をさせていただいております。また、町のホームページにも掲載をしております。特に補助金ですね。収集量だけではなくて、1キロ5円当たりの金額を皆さんに情報として見える化をさせていただくことによりまして、集団回収におけますリサイクル意欲の向上につなげていけるのではないかとこのように考えて、今年度からこういう周知をしていきたいというふうにしておりますので、今回報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○委員長（垣内秋弘） 質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、平成29年度末におけます下水道の普及状況についてご報告させていただきます。

配付させていただきました資料をお願いいたします。

まず、1枚目なんですけど、上段の①、平成28・29年度比較表において、表-1、表-2で公共下水道事業と浄化槽整備推進事業について、平成28年度末及び平成29年度末現在の普及状況をそれぞれ比較しているものでございます。

表-1なんですけれども、公共下水道の普及状況でございますが、資料の2枚目に図面をつけさせていただいております。

公共下水道の使用開始区域図となっております、黄色の部分が平成28年度末までにおける供用開始済みの区域でありまして、赤色の区域が平成29年度末に新たに供用開始しました区域でございます。ともに長山と隠谷というところでございます。

29年度におきましては、面整備工事を岩山地区で3工区ということで、今申しました長山2工区と隠谷1工区、そして禅定寺地区で1工区ということで、計4工区の整備に取り組みました。供用開始につきましては、長山と隠谷地区で赤色の着色、先ほど言いましたところでございます。禅定寺につきましては、府道の工事の関係で手前がまだ整備できていないので未整備ということで、供用開始できていない状況でございます。

1枚目に戻っていただきまして、整備面積はC欄でございます。平成28年度に比べて6.29ヘクタールの増、普及率におきましてはE欄で、2.8%の増で82.4%となったところでございます。

次に、表-2でございます。

浄化槽整備推進事業につきましては、平成29年度も新たな設置がなかったところでございます。そのため、住民さんの移動による数値の変動ということでございます。現在、町管理による累計基数が83基ということで、変動はございません。

次に、②の平成29年度末下水道普及率ということで、これにつきましては表-3なんですけれども、公共下水道と浄化槽を合わせた率でございます、整備人口全体で7,890人、普及率は84.0%となったところでございます。

それと、続きまして、表-4、③の行政区別の普及状況ということで、自治会別での普及状況を取りまとめたものでございまして、記載のとおり普及状況となっております。ご確認いただければありがたいと思います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。

これで、ただいま出席の所管課にかかわる事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 当局のほうは何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 事務局。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 特にないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

それでは閉会いたしますが、本日は、付託議案6件、また所管事項報告等、多岐にわたって審査を終了いたしました。無事に審査を終了できましたこととお礼申し上げます。また、町当局におかれましても、詳細な説明資料作成等、大変ご苦労さんでございました。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となっております。各課所管におかれましては、早期の着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。また、委員会所管にかかわります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう、重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会につきましては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定をいたしております。7月24日10時から予定しておりますので、どうぞよろしく願います。

以上で、本日の総務建設委員会を閉会といたします。大変ご苦労さんでございました。

閉 会 午前 1 1 時 5 7 分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長           垣   内   秋   弘